

中間前金払制度と部分払の選択について

おいらせ町では、建設事業者の資金調達の円滑化を図ることで発注工事の適正な履行を確保することを目的として、平成30(2018)年度から中間前払金制度を導入しています。

1 中間前金払とは

町が発注する建設工事について、発注当初に行う前払金(工事代金の4割)に加えて、契約期間の半分が経過し、かつ出来高も半分以上を超えた時点で、さらに工事代金の2割分を追加して受注業者に支払うものです。

2 対象とする工事

請負代金が**130万円以上の工事**

契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に関する届出書」を提出し、中間前金払または部分払のどちらかを選択してください。

3 支払い要件

次のすべての要件に該当する場合、中間前払金を支払います。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること(進捗出来高が請負代金の2分の1以上に達していること)。
- (4) 当該工事について前金払の対象経費が支出済みであること(前払金が支払われていない場合は対象となりません)。

注意：その他、中間前払金の支払いには、中間前金払に関する保証事業会社の保証証書が必要となります。

4 請求の流れ

①中間前金払と部分払の選択に関する届出書の提出

契約締結時に、「中間前金払と部分払の選択に関する届出書」を提出します。

➡提出先： 契約担当課（財政管財課）

②認定請求書の提出

中間前払金を請求するときは、次の書類を添えて確認の申請をします。

➡提出先： 当該工事の発注担当課

➡提出書類： 中間前金払認定請求書、工事履行報告書

③認定調書の交付

②の申請を受けて発注担当課は確認を行い(原則として「工事履行報告書」による書面確認)、調査結果を文書で通知します。

要件を満たしている場合は、中間前金払認定調書を交付します。

④保証の申し込み

③の認定調書を受けたときは、受注者は保証会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業者)に中間前払金保証の申し込みを行います(詳しくは、保証事業者へお問い合わせください)。

➔申請先： 保証事業者

➔必要書類： 中間前金払認定調書

⑤中間前払金の請求

受注者は、保証会社から中間前払金保証証書の発行を受けた後、発注者に対して中間前払金の支払いを請求します。

➔提出先： 当該工事の発注担当課

➔提出書類： 保証事業者から発行された保証証書(原本)

⑥中間前払金の支払

発注担当課は、⑤の請求を受けた日から起算して14日以内に中間前払金の振込みを行います。

